

報告第5号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年6月23日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

記

項 目	内 容
発生日時・場所	令和3年4月27日 午後5時40分頃 飛騨市古川町谷地内 鷹狩駐在所前交差点付近
事故の概要	農林部職員が業務上の打合せに向かうため公用車で古川町谷地内を走行中、県道神岡河合線鷹狩橋を渡り鷹狩駐在所前交差点に差し掛かったところで、工事に伴う通行止により同交差点を直進できなかったことから、一旦道路脇に駐車しようと公用車を後進させた。その際、周囲確認を怠ったため、後方に停車していた相手方車両に自車運転席側後方バンパーが接触し、相手方車両前方バンパー中央部を損傷させた。
相手方	石川県金沢市 [REDACTED] [REDACTED]
相手方損害額	122,122円
市の過失割合	100%
損害賠償金	122,122円
内	保険金 122,122円
訳	一般財源 0円
専決年月日	令和3年6月18日 専決第11号